

令和8年10月7日

国道483号北近畿豊岡自動車道照明施設PFI事業に
関するマーケットサウンディング調査
質問回答

国道483号北近畿豊岡自動車道照明施設PFI事業に関するマーケットサウンディング調査 質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	【別紙】事業概要書(案)						本事業において、融資金融機関と発注者との間で直接協定締結を締結する予定はありますでしょうか。	【様式3】意向確認票P.5の図1に示すとおり、SPCと事業契約を締結する場合は金融機関との直接協定を締結することを想定します。詳細は事業者との契約形態により別途検討いたします。
2	【別紙】事業概要書(案)						不可抗力により設備等の損傷が発生した場合のリスク・費用負担の考え方をご教示ください。	一定の割合までは事業者、それを超えた額は国が負担することを想定しています。詳細は実施方針及び入札説明書等公表時に示します。
3	【別紙】事業概要書(案)	3	3	(6)		事業期間	LED機器、電材及び労務費等の価格変動が生じた場合の物価変動リスクの取り扱いについてご教示ください。	予期することのできない特別な事情等により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合は、国と協議できることを想定しています。詳細は実施方針及び入札説明書等公表時に示します。
4	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)	ア	設計業務、取替工事業務及び工事監理業務に係る対価	設計・工事・工事監理業務の対価について、令和13年度から令和18年度までの割賦払いとされていますが、支払回数(年〇回等)及び支払時期についてご教示ください。	支払回数は年1回を想定しています。支払時期について、設計業務、取替工事業務及び工事監理業務に係る対価は各年度の当初に支払うことを想定しています。詳細は入札説明書等公表時に示します。
5	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)	ア	設計業務、取替工事業務及び工事監理業務に係る対価	部分引渡しを実施した場合であっても、取替工事業務費の部分払いは行わないこととされていますが、部分引渡しに伴い、発注者で出来高認定していただくことは可能でしょうか。上記により、事業者側での資金調達が行きやすくなり、結果的に事業費の逓減に繋がると考えております。	部分引渡しを受けた場合であっても、取替工事業務費の部分払いは行わないことを想定しています。なお、所有権移転の考えは、【別紙】事業概要書(案)P.11 6. (2)イ(ア)に示すとおりです。
6	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)	イ	維持補修業務に係る対価	維持補修業務に係る定常的な業務の対価について、維持補修業務期間中に亘って均等に支払う予定とされていますが、支払回数及び支払時期についてご教示ください。	支払回数及び支払時期については、【別紙】事業概要書P.4 3. (7)イに示すとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
7	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)	イ	維持補修業務に係る対価	補修工事業務について実績精算を予定されておりますが、予定数量・年度及び事業期間の上限額、精算ルール等の想定についてご教示ください。	予定数量や精算ルール等は現在検討中です。入札説明書等公表時に示します。
8	【別紙】事業概要書(案)	10	6	(1)	ア	設計業務	既存図面や台帳と現況の不一致、又は既設設備の瑕疵が確認された場合の費用負担区分についてご教示ください。	国から提供する資料はあくまで参考資料とした上で、万が一、関係資料等の瑕疵の存在について、事業契約締結前において合理的に予測できないものについては、国が負担することを想定しています。
9	実施要領	8	4			事業費支払期間中の金利見直しについて	割賦金利について、全ての取替後照明施設を国へ所有権移転した時点で確定することを想定されていますが、基準金利として想定している指標(基準金利の種類)及び基準日の考え方(所有権移転日が基準日となりますでしょうか。)についてご教示ください。	基準金利は国債金利、基準日は引渡予定日(本施設全ての引渡し完了日)を想定しています。
10	実施要領					維持管理業務	既設設備の維持管理実績データを開示いただくことは可能でしょうか。	開示可能です。実施要領P.6「7.2.貸与資料」に示す方法と同様に、メールにて個別にご連絡ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
11	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(6)		事業期間	事業対象路線(区間)の「リフレッシュ工事期間」及び「通期規制期間」は、取替工事業務実施期間の約3年間の毎年度、継続して設定される理解でよろしいでしょうか。 また、事業対象路線(区間)における過去の設定実績(設定期間および設定箇所)を整理した資料の公表をお願いします。	前段については、ご理解の通りです。 後段について、リフレッシュ工事期間以外の通行規制(2週間以上)を行った実績として、令和3年以降には以下の実績があります。(全て上下線夜間通行止め(土日祝除く)) ①八鹿氷ノ山IC～和田山IC ・令和5年3月6日(月)夜～18日(土)朝 ②日高神鍋高原IC～但馬空港IC ・令和5年7月6日(木)夜～7月15日(土)朝【南行(大阪方面)のみ】 ・令和5年8月8日(火)夜～10日(木)朝 ・令和5年8月17日(木)夜～9月2日(土)朝 ・令和5年9月5日(火)夜～16日(土)朝 ③日高神鍋高原IC～但馬空港IC ・令和6年1月22日(月)夜～3月23日(土)朝 ④遠阪ランプ～春日JCT/IC ・令和6年3月4日(月)夜～16日(土)朝 また、リフレッシュ工事については、毎年同程度の期間を確保しています。令和8年度の実績については、事業説明会での配布資料、もしくは下記URLを参照してください。 https://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/news/press/2026/kisya20260828.html

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
12	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)	ア	設計業務、取替工事業務および工事監理業務に係る対価	約3年間の「設計業務、取替工事業務及び工事監理業務」期間中に、部分引渡しを行った場合でも、「部分払いは行わないものとする」条件になっております。 そのため、本施設全ての引渡しが完了するとともに、貴局からの割賦払に適用される金利が確定される時期(引渡し予定日)迄は、当該業務に係る事業費全体に対する金利変動リスクを民間側が負担することになります。しかし、金利が大きく変動(上昇)している現況下においては、当該リスク負担額を見越することは非常に困難であることから、民間事業者側のリスク回避として相応の上昇分利息相当額を事業費として提案せざるを得なくなり、その結果として国の財政負担額縮減につながらなくなることが危惧されます。 【提案-1】北海道開発局による「小樽開発建設部、函館開発建設部の両管内道路照明施設整備等PFI事業」と同様に、取替工事業務実施期間中における出来高払の設定を要望いたします。 【提案-2】事業費の支払方法(時期・頻度)は、本施設全ての引渡し完了後とした場合でも、貴局からの割賦払に適用する金利の確定は、当該業務期間中における部分引渡しの都度設定する方法が、貴局及び民間事業者の双方にとって望ましい事業条件として要望いたします。	本事業において、【提案-1】は想定していません。 【提案-2】について、基準金利は引渡し予定日(本施設全ての引渡し完了日)に確定することを想定しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
13	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)	イ	維持補修業務に係る対価	「部分引渡しが行われた場合、(略)当該年度の実績に基づき、(略)別途支払いを行う予定である。」とのことですが、入札時における提案書では、取替工事の工程提案で部分引渡しを行う計画であっても、当該部分引渡し後に発生する当該区間の維持補修業務費は、発生しないものとして入札価格を提案することになるとの理解でよろしいでしょうか。 (早期のLED化：部分引渡し、電気代削減及び二酸化炭素の排出量抑制に効果がある一方で、当該部分引渡しによる維持補修業務費を入札価格に含めることは、本施設全ての引渡しを「引渡し予定日」とする計画に比べて入札価格が高くなることで、応募者にとって価格競争上は不利になることが危惧されるため。)	ご理解のとおりです。
14	【別紙】事業概要書(案)	5	5	(1)	イ	民間事業者の構成	「SPCを設立することを基本とし、一定の要件を満たす場合は、この限りではない。」とする(イ)による「経常収支が赤字でない」とは、損益計算書上の経常損益段階が損失状態ではないことを指している理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	【別紙】事業概要書(案)	5	5	(1)	ウ	民間事業者の構成	「SPCを設立しない応募グループが事業契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする」とのことですが、当該協定書は、入札公告時に提示(公表)されるとの理解でよろしいでしょうか。	共同企業体の契約形態を認める場合は、基本協定書の案を入札公告時に公表する予定です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
16	【別紙】事業概要書(案)	9	5	(5)	ウ	工事監理業務を実施する者(工事監理企業)の参加要件	工事監理業務を実施する企業に求められる参加資格要件に対して、同業務の管理技術者に求められる基準が大きく異なっています(電気通信設備工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務(ともに類する業務を含む))のは、誤記でしょうか。工事監理業務の管理技術者には、「トンネル内電気通信設備に対する概略・予備・詳細設計業務」の実績が必須ではないでしょうか。	工事監理業務を実施する企業に求められる参加資格要件、同業務の管理技術者に求められる基準については、【別紙】事業概要書(案)P.8 5. (5)ウに記載のとおりです。
17	【別紙】事業概要書(案)	1	2			事業の目的	本事業で最も期待する効果は、早期のLED化実現、コスト縮減の他、地域企業の活用、職員の負荷軽減なども含まると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	【別紙】事業概要書(案)	3	3	(3)	表1	事業対象パターン	事業対象パターンのA、B、Cとは、何を意味しているのでしょうか。 また、トンネル以外の道路照明を対象としない理由を教えてください。	前段については、本調査を踏まえ対象トンネルを選定する上での区分です。詳細は【様式3】意向確認票P.2 設問1.1.を参照ください。 後段については、トンネル以外の道路照明については従来方式による発注を想定しています。
19	【別紙】事業概要書(案)	3	3	(5)		業務内容	ア～エで示されている以外の業務を、設計変更対象として独自提案することはできますか。交通規制等を伴う工事と併せ、トンネル本体や他の設備の点検を実施することなどが考えられます。	独自提案を求める予定はございません。
20	【別紙】事業概要書(案)	3	3	(6)		取替工事業務実施期間	部分引き渡しは、トンネル毎に、繰り返し引き渡すことが可能でしょうか。	【別紙】事業概要書(案) P.13 6. (5)アに示すとおりです。
21	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)		事業費	ア、イ共に、インフレスライドは考慮されるでしょうか。 また、考慮されるインフレスライドには、設計業務の人件費単価も対象になると考えて良いでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段について、物価変動に対する改定の対象については、今後検討する予定です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
22	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)		設計及び工事費	設計及び工事に係わる変更について、(上限等の)制約はあるのでしょうか。	上限制約を設ける予定はございませんが、変更理由が適正なものに限ります。
23	【別紙】事業概要書(案)	5	5	(1)	イ	SPC	SPCを設立することが、事業提案時点で優位に評価されるのでしょうか。	評価内容の詳細は今後検討する予定です。
24	【別紙】事業概要書(案)	5	5	(1)	ウ	SPCを設立しない場合	本事業の全体の内、分担が少ないと思われる設計企業が代表となることも可能でしょうか。	可能ですが、事業内容やグループの特性等を踏まえご検討ください。
25	【別紙】事業概要書(案)	5	5	(1)	オ	SPCへの出資	最低出資比率はありますか？	最低出資比率を求める予定はございません。
26	【別紙】事業概要書(案)	10	5	(7)		その他業務	応募者共通の参加資格要件とは、具体的に要件をお示し頂けないでしょうか。	【別紙】事業概要書(案)P.6 5. (2) 応募者共通の参加資格要件に示すとおりです。
27	【別紙】事業概要書(案)	10	6	(1)	イ	詳細設計業務	既往完成図書とは、CADデータなどオリジナルデータも貸与いただけるのでしょうか。	本調査では提供しません。
28	【別紙】事業概要書(案)	11	6	(1)	イ	(オ)設計項目	設計項目に光源の検討が含まれています。通常の設計では、特定のメーカーに限定されないよう汎用的な仕様を設定し、採用する光源は工事段階の協議により決定します。一方、本事業は設計・工事一体型であることから、照度や輝度等の道路照明として求められる性能を満足すれば、光源の仕様は必ずしもメーカーを限定しない汎用的な設定とする必要はなく、事業者が採用予定の製品に基づいて設定してよいと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	【別紙】事業概要書(案)	11	6	(1)	イ	(オ)設計項目	概要の中に「坑外灯の検討」がありますが、坑外灯の新設や更新も、本事業に含まれますか。 また、灯具に対する配線・配管、分電盤などの健全性調査が必要になった場合、設計変更の対象になると考えて良いでしょうか。	前段については、トンネル照明施設としての坑外灯の更新は本事業に含みます。 後段については、配線、露出配管、照明分電盤は更新を想定しているため、健全性調査は現時点では不要と想定しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
30	【別紙】事業概要書(案)	12	6	(3)		工事監理業務	具体的な対応内容は、事業者による提案となるのでしょうか？ 又は今後、要求水準書などにより明示されるのでしょうか。	要求水準書に明示する予定です。なお、現時点で工事監理業務を実施する際に支障となる事項等がございましたら、【様式3】意向確認票等を通じてご意見を記載ください。
31	【別紙】事業概要書(案)	12	6	(4)	ア	(ウ)清掃作業	ナトリウムランプ、蛍光灯の清掃がありますが、全てがLEDに交換するものではないということですか。	本事業では、対象となる全ての照明をLEDに交換します。維持補修業務の対象は、現時点の想定では取替後照明施設のみであるため、「なお、ナトリウムランプ、蛍光灯等によるトンネル照明器具については器具前面カバー及びランプ・反射板を清掃するものとし、」の部分は記載がないものとして扱って頂いて構いません。 ただし、【様式3】意向確認票P.3. 設問1.2.に示すように、本調査でのご意見を踏まえ、取替工事を行うまで取替前照明施設(ナトリウムランプ等)の維持補修業務も事業範囲に含む可能性があり、その際は、ナトリウムランプ、蛍光灯の清掃も実施して頂くこととなります。
32	【別紙】事業概要書(案)	6	5	(3)		設計業務を実施する者(設計企業)の参加資格要件	トンネル照明の場合、照明メーカーや施工業者が詳細設計の実施能力を十分に有しているケースがあるが、資格を有する企業を構成企業に加えるのが必須となるのか、設計の能力を確認できるような資料や実績があれば、有資格者でなくても可能としてもよいのか。	現時点で設定している参加資格要件は、通常のトンネル照明の設計を発注する際の要件となっていますが、参入しやすくなる意見等があれば、【様式3】意向確認票P.7 設問3.3.にご回答ください。
33	【別紙】事業概要書(案)	11	6	(2)	イ	設計図書	トンネル照明の施工に必要な設計図書については、トップランナー方式により明示されるのか、道路照明器材に基づく標準的な設計仕様として明示されるのか。	トンネル照明の施工に必要な設計図書については、本事業の設計業務において事業者により作成することとなります。
34	【別紙】事業概要書(案)	11	6	(2)	イ	VE提案	標準仕様に基づく発注となった場合、経済的な設計が可能である場合にはVE提案の対象とすることは可能か。 また、受注者の努力によって取替工事を前倒しできた箇所は、電気料金の低減が期待できるが、こういった内容もVE提案とはなるか。	提案の評価方法等については、現在検討中です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
35	【別紙】事業概要書(案)	11	6	(1)		設計業務の費用	事前調査業務と詳細設計に要する費用は、別途、設計業務として費用が計上されているのか。	詳細設計に要する事前調査業務は、設計業務の1項目として費用を計上する予定です。
36	【別紙】事業概要書(案)	6	5	(2)		応募者共通の参加資格要件	応募者共通の参加資格要件として、「豊岡河川国道事務所が本事業に関する発注支援業務を委託した者(再委託を受けた者も含む)、あるいはその企業と資本又は人的関係において関連のある者でない」とあるが、いつ時点の発注支援業務を指すか。また、当該要件により参加が規制されている事業者については、情報開示されるのか。	本事業に関連するアドバイザー業務等の発注支援業務を対象とする想定ですが、具体的な対象期間や情報開示の有無については、現在検討中です。
37	【別紙】事業概要書(案)	2	3	(3)	イ	本事業の対象施設	インターチェンジの照明施設は本事業の対象に含まれているか。	インターチェンジの照明施設は本事業の対象に含まれていません。
38	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(6)		リフレッシュ工事の状況	リフレッシュ工事期間中に、本事業以外にどれほどの業者がどれほどの規模で別途工事等を実施するか。	舗装修繕や橋梁の点検・補修等により、複数の業者がリフレッシュ工事期間中に作業を行います。トンネルの中で作業する事業者は本事業以外では想定していないため、現時点では調整等は不要と考えています。また、調整が必要な場合でも、業者間の作業工程の調整を行うことで、本事業への影響は少ないと想定しています。
39	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(6)		工事可能な期間	4月から6月までの一定期間内に別途工事可能としているが、一定期間とはどの程度の期間となるか。	実施する場合は警察協議等が必要となるため、現時点で決まってはいませんが、施工に必要な期間を確保する想定としています。 【R8.10.5事業説明会時の回答内容を一部訂正】
40	【別紙】事業概要書(案)	11	6	(2)	イ	内機交換の対応	業務の検討結果の結果、内機交換で対応可能となった場合は、標準仕様を満たせば内機交換としてもよい。灯部の器具自体は新しいため、内機交換により工事費用等の削減になると想定する。	照明器具の寿命が20年と想定しているため、既設流用による内機交換での対応は不可とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
41	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(6)		1日の工事時間	「取替えは、平日夜間(20:00～6:00)通行止めのうえ実施」とあるが、規制準備も含めた時間か。前後1時間程度は規制準備に費やすと想定される。	ご理解のとおりです。
42	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(6)		規制作業の取扱い	通行止めの作業については、事業者が実施するものとして本事業の中に含まれるのか。	リフレッシュ工事期間中については、規制作業は別途国で行います。一方、4月から6月に取替工事を実施する際は、本事業で対応することとなり、別途警察協議等も必要となります。
43	【別紙】事業概要書(案)	11	6	(2)	イ	低圧化時の対応	本事業でLED化することによって低圧化された場合、他の設備は高圧で受けていると想定するが、他の設備の変更も本事業に含まれるのか。それとも他の設備は別途業務発注等により対応するか。	本事業の対象に含まれない設備の変更については、別途業務発注等で対応し、本事業に新たに加えることは想定していません。
44	実施要領	6	7	7.2.		貸与資料の追加	畑トンネルは、石和トンネルの電気室を兼用しているという説明であったが、貸与資料に石和トンネルも含めることは可能か。どのような分電盤になっているかを確認したい。	石和トンネルの照明完成図についても、別途貸与します。既存の貸与資料と同様に、実施要領P.6「7.2. 貸与資料」に示すとおり、メールにて個別にご連絡ください。
45	【別紙】事業概要書(案)	10	6	(1)	ア	現地調査の対応期間	現地調査についても、リフレッシュ工事期間中でないと対応できないのか。	一部箇所を交通規制するなど対応は必要となりますが、リフレッシュ工事期間ではなく、業務開始当初に実施することを想定しています。
46	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)		事業費支払い期間	事業費の支払いについて、全て令和13年度からの支払いとしているが、どのような意図か。事業期間初年度の支払いか、事業期間全体での割賦払いとなることが多いと考えている。	取替工事後、全ての施設引渡しを受けてからの支払いとしています。大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業では、取替工事が1年で終了するため、翌年からの支払いとしています。本事業は取替工事期間に3年を想定しているため、令和13年度からの支払いとなります。
47	実施要領	3	5	5.2.	(1)	質問票提出期限	質問票の提出期限を延長できないか。	質問票の締切を延長することは不可とします。質問票の提出期限以降に事業内容について質問があれば、意向確認票の関連する箇所に記載頂くか、個別対話時にご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
48	【別紙】事業概要書(案)	11	6	(2)	イ	施工条件の提示	施工条件について、日当たり施工量などの提示が今後提示されるのか。また、施工機材等の前提条件が提示されるのか。	施工機材、日当たり施工量等は、入札公告と合わせて公表される見積参考資料等で提示する予定です。現段階で施工可能な事業範囲等を検討するにあたって、不明確な点があれば、意向確認票に記載ください。
49	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(6)		リフレッシュ工事期間予備日の対応	リフレッシュ工事期間には予備日が設定されているが、予備日も含めて施工期間を確保することは可能か。	リフレッシュ工事期間の予備日については、天候不良等により当初の工事期間で対応できなかった場合に活用することを想定しており、当初から予備日も含めた施工期間を設定することは不可となります。
50	【別紙】事業概要書(案)	4	3	(7)		前払い	通常の設計業務の場合、前払いの設定がされていることもあるが、本事業の設計業務等で前払いの対応は想定しているか。	本事業では前払いは想定していません。
51	【様式3】意向確認票	4	2	2.2.		SPC設立時の資金	SPCを設立する際、表1では「構成企業がSPCに出資する」とあるが、図1では金融機関がSPCに融資を行う記載となっているが、結局設立にあたって各企業で資金は必要となるのか。	SPC設立時には構成企業が出資してSPCを設立することとなり、事業実施時にはプロジェクトファイナンスとして、金融機関からSPCに対して融資を受ける形となります。 SPCを設立する目的として、倒産隔離に加え、プロジェクトファイナンスにより、銀行から事業自体に対して融資を受けることができるというメリットがあります。
52	【様式3】意向確認票	4	2	2.2.		契約形態別の契約内容	SPCを設立する場合は、PFI事業をSPCが受注して、SPCが発注元となって各構成企業が元請の工事会社となるため、建設業法の適用は元請の工事会社が受けると想定しているが、JVまたは単独企業の場合は、整備局から工事発注をされるため、JVまたは単独企業が建設業法の適用を受けるという解釈で良いか。 表1の「契約の締結方法」として、SPCには「事業契約を締結する」とあるが、JVや単独企業では、単に「契約を締結する」とあるため、違いがあると認識した。	SPC、JV、単独企業による契約のいずれであっても、PFI事業として事業全体の契約(事業契約)を締結するという手法に変わりはありません。 表1の「契約の締結方法」については、JV、単独企業についても「事業契約を締結する」と捉えて問題ありません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
53	【様式3】意向 確認票	4	2	2.2.		コリンズ登録	大阪国道の事例ではコリンズの登録はSPCが行うこととなっているが、SPCを設立しない場合、代表企業がコリンズの登録者となるのか。	ご理解のとおりです。